

公募型プロポーザル方式によるたからづか手塚治虫生誕 100 周年事業業務委託の実施について（公告）

公募型プロポーザル方式によるたからづか手塚治虫生誕 100 周年事業業務委託を実施するので下記のとおり公告します。

令和 8 年（2026 年）4 月 22 日

宝塚市長 森 臨太郎

記

- 1 委託業務名 たからづか手塚治虫生誕 100 周年事業
- 2 業務目的 令和10年（2028年）の手塚治虫生誕100年を絶好の契機と捉えて、手塚治虫記念館の来館者数の増加を目指すのみにとどまらず、宝塚市全体の周遊性を高め、観光地としての滞在価値を向上させる。このことで、観光入込客数を増加させ、観光消費を地域の経済へ好循環させる仕組みづくりを行い、観光消費額を拡大させる。また、生誕100年終了後も、本市がマンガやアニメ等の文化発信拠点となるための礎とし、新たな観光資源の創出につなげることを目的として、計画策定等のたからづか手塚治虫生誕100周年に向けた準備や広報を行う。
- 3 業務内容 仕様書参照
- 4 業務期間 委託契約締結の日から令和9年(2027年)3月31日まで
- 5 参加資格  
プロポーザルに参加できる者(単独又は共同企業体(複数の企業の共同体))は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。
  - (1)共通事項
    - (ア)法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していないこと。
    - (イ)地方自治法施行令第 167 条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていないこと。
    - (ウ)契約締結までの期間に、宝塚市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。
    - (エ)宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例(平成 24 年条例第6号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第3号に該当しないこと。
    - (オ)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、それぞれ申立て後に更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた場合はこの限りでない。
    - (カ)政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
  - (2)個別事項
    - (ア)共同企業体による参加の場合、構成員は前記(1)の条件を満たしていること。また、構成員間における協定書等によって、事故が生じた場合などの責任の所在が明らかになっていること。

(イ)参加申込にあたっては、1 事業者 1 参加申込とし、共同企業体による参加の場合、当該共同企業体の構成事業者は、本委託の他の共同企業体の構成事業者を兼ねていないこと。

6 公募期間 令和8年（2026年）4月22日から5月20日午後5時まで

7 申込手続等

(1) 実施要領、業務仕様書、各種様式等は宝塚市のホームページにて公表するので適宜ダウンロードすること。

(2) 参加申請書及び企画提案書等の提出方法、提出期限及び提出場所については実施要領を参照すること。